

## 資料 7

### ○彦根市議会の議員の定数を定める条例

(平成 12 年 3 月 28 日条例第 42 号)

改正 平成 20 年 12 月 1 日条例第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、彦根市議会の議員の定数は、24 人とする。

#### 付 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(彦根市議会議員定数減少条例の廃止)

2 彦根市議会議員定数減少条例(昭和 46 年彦根市条例第 1 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の彦根市議会議員定数減少条例の規定に基づく議会の議員の定数については、付則第 1 項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

#### 付 則(平成 20 年 12 月 1 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。